

03 会津大学短期大学部学則

				(平成18年4月1日規程第101号)
改正	平成19年	4月	1日	規程第101号
改正	平成20年	4月	1日	規程第101号
改正	平成20年	10月	1日	規程第111号
改正	平成21年	4月	1日	規程第101号
改正	平成22年	2月	22日	規程第108号
改正	平成22年	4月	1日	規程第101号
改正	平成23年	4月	1日	規程第101号
改正	平成24年	4月	1日	規程第101号
改正	平成24年	5月	18日	規程第102号
改正	平成25年	4月	1日	規程第101号
改正	平成26年	4月	1日	規程第101号
改正	平成27年	4月	1日	規程第101号
改正	平成28年	4月	1日	規程第101号
改正	平成29年	4月	1日	規程第101号
改正	平成30年	4月	1日	規程第102号
改正	2019年	4月	1日	規程第101号
改正	2021年	4月	1日	規程第101号
改正	2022年	4月	1日	規程第101号
改正	2023年	4月	1日	規程第101号
改正	2024年	4月	1日	規程第101号

目次

第1章	総則（第1条・第2条）
第2章	学科、学生定員及び修業年限等（第3条・第4条）
第3章	学年、学期、授業期間及び休業日（第5条・第6条）
第4章	入学、転学、休学、復学、退学、除籍及び再入学（第7条－第18条）
第5章	教育課程及び履修方法等（第19条－第23条）
第6章	卒業、学位及び資格（第24条－第27条）
第7章	科目等履修生、外国人留学生、社会人入学生、研究生、特別聴講学生、高大連携聴講生、 研修員及び公開講座（第28条－第35条）
第8章	入学検定料、入学料及び授業料（第36条・第37条）
第9章	賞罰（第38条・第39条）
第10章	職員及び教授会（第40条・第41条）
第11章	学生寮（第42条）
第12章	補則（第43条）

附則

第1章 総則

（目的）

- 第1条** 会津大学短期大学部（以下「本学」という。）は、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成し、もって地域社会の生活、文化及び産業の向上発展に寄与することを目的とする。
- 2 本学及び各学科の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を規定に定め、公表するものとする。

（自己評価等）

- 第2条** 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

第2章 学科、学生定員及び修業年限等

（学科及び学生定員）

- 第3条** 本学において設置する学科及び学生定員は、それぞれ次の表のとおりとする。

学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
産 業 情 報 学 科	60人	120人
食 物 栄 養 学 科	40人	80人
幼 児 教 育 ・ 福 祉 学 科	50人	100人
計	150人	300人

(修業年限及び在学期間)

第4条 本学の修業年限は、2年とする。

2 本学に在学できる期間(以下「在学期間」という。)は、4年を超えることができない。

第3章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年、学期及び授業期間)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を、次の二学期に分ける。

一 前学期 4月1日から9月30日まで

二 後学期 10月1日から翌年3月31日まで

3 後学期において、学長が必要と認めるときは、学期の始期前に授業を行うことができる。

4 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第6条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

三 春季休業日 3月11日から3月31日まで

四 夏季休業日 8月9日から9月30日まで

五 冬季休業日 12月26日から翌年1月3日まで

2 学長は前項の規定にかかわらず、特別の必要があると認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日であっても授業を行うことができる。

第4章 入学、転学、休学、復学、退学、除籍及び再入学

(入学時期)

第7条 本学の入学時期は、学年の始めとする。ただし、転学及び再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第8条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程により12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)

三 外国において、学校教育における12年間の課程を修了した者又はこれに準じる者で文部科学大臣の指定した者

四 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条第4項に規定する文部科学大臣の指定した者

六 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

七 前各号に掲げる者のほか、入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、18歳に達した者

(入学志願の手続)

第9条 本学に入学を志願する者は、入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて、指定の期日までに学長に提出しなければならない。ただし、会津大学の授業料の免除等に関する規則第7条第1項の規定により、入学検定料免除(納入猶予)申請書を提出する者にあつては、入学検定料を添えることを要しない。

(入学者の選考)

第10条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考する。

(合格者の決定)

第11条 学長は、入学を志願した者について、選考により、合格者を決定する。

(入学の手続及び入学の許可)

第12条 前条の合格者は、保証人2人を定め、学長が指定する期日までに誓約書、身元保証書その他学長が別に定める書類を学長に提出するとともに、入学金を納付しなければならない。ただし、会津大学の授業料の免除等に関する規則第7条第1項の規定により、入学金免除(納入猶予)申請書を提出する者にあつては、入学金を添えることを要しない。

2 前項に規定する保証人は、学生は一切の身分について、その責めを負うことができる者でなければならない。

- 3 第1項に規定する保証人のうちの1人は、同項の合格者の親族又はこれに代わる者と学長が認めた者とする。
- 4 学長は、第1項に規定する入学の手続きを完了した者に入学を許可する。

(転学)

- 第13条** 学長は、他の大学から本学に転学を志願する者がいるときは、選考により、相当学年に入学を許可することができる。
- 2 本学から他の大学へ転学しようとする者は、転学願により学長の許可を受けなければならない。

(休学)

- 第14条** 疾病その他やむを得ない理由により休学しようとする者は、休学願により学長の許可を受けなければならない。この場合において、休学の理由が疾病によるものであるときは、医師の診断書を添えなければならない。
- 2 休学期間は、通算して1年を超えることができない。ただし、学長は、特別の理由があると認めるときは、更に1年に限り休学を許可することができる。
 - 3 休学期間は、第4条第2項の在学期間に算入しない。

(復学)

- 第15条** 休学の理由が消滅したことにより復学しようとする者は、復学願により学長の許可を受けなければならない。この場合において、休学の理由が疾病によるものであるときは、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

- 第16条** 退学しようとする者は、退学願により学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

- 第17条** 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。
- 一 第4条第2項に規定する在学期間を超えた者
 - 二 疾病その他やむを得ない理由により成業の見込みがないと認められる者
 - 三 第14条第2項に規定する休学の期間を超えてなお修学できない者
 - 四 授業料の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者

(再入学)

- 第18条** 学長は、退学し、又は除籍された者が再入学を志願したときは、選考により、相当学年に入学を許可することができる。
- 2 第12条の規定は、前項の再入学に係る手続きについて準用する。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

- 第19条** 授業科目は、教養基礎科目、専門教育科目及び自由科目とする。
- 2 前項の授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(単位の計算方法)

- 第20条** 各授業科目の単位数は、一単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて30時間又は45時間とし、次の基準により計算するものとする。
- 一 講義については、教室内における1時間の講義に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の講義をもって1単位とする。
 - 二 演習については、教室内における2時間の演習に対して教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものとし、30時間の演習をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては、教育効果を考慮して必要があるときは、1時間の演習に対して2時間の予習又は学習を必要とする演習については、15時間の演習をもって1単位とすることができる。
 - 三 実験及び実習については、学修はすべて実験室、実習室等で行われるものとし、45時間の実験又は実習をもって1単位とする。ただし、保育実習については、80時間の実習をもって2単位とする。教育実習(幼稚園教諭二種免許)については120時間の実習をもって4単位とする。
 - 四 実技については、学修はすべて実技室等で行われるものとし、30時間の実技をもって1単位とする。

(単位の授与等)

- 第21条** 授業科目を履修し、試験その他の学修評価方法により合格した者に、所定の単位を与える。
- 2 評価は、S、A、B、C又はDをもって表し、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。
 - 3 幼児教育・福祉学科においては、社会福祉に関する科目を定める省令(平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号。)第1条に規定する科目の出席時間数が、授業時間数の3分の2(ソーシャルワーク実習については5分の4)に満たない者については、当該科目の単位を与えない。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第22条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修及び短期大学設置基準第15条第1項の規定により短期大学が単位を与えることができる学修（平成3年文部省告示第69号）で定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前項の規定により与えることができる単位数は、第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第23条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第2項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条第1項及び第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第6章 卒業、学位及び資格

（卒業）

第24条 学長は、本学に2年以上在学し、次の表に掲げるところにより所定の単位数を修得した者に対し卒業を認定する。

学 科	教 養 基 礎 科 目	専 門 教 育 科 目	計
産業情報学科	12単位以上	58単位以上 （別表1の授業科目 （自由）に係る単位数は、算入しない。）	70単位以上
食物栄養学科	12単位以上（英語Ⅰ、英語Ⅱ、英語Ⅲ及び英語Ⅳのうち2単位以上必修）	50単位以上 （別表1の授業科目 （自由）に係る単位数は、算入しない。）	62単位以上
幼児教育・福祉学科	12単位以上	50単位以上 （別表1の授業科目 （自由）に係る単位数は、算入しない。）	62単位以上

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

（学位）

第25条 学長は前条第1項の規定により卒業を認定された者に対し短期大学士の学位を授与する。

（取得できる資格の種類）

第26条 本学の各学科において取得することのできる資格及び免許の種類は、次の表のとおりとする。

学 科	資 格 の 種 類
食物栄養学科	栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項に規定する栄養士の免許の資格
幼児教育・福祉学科	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に規定する保育士の資格 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条に規定する幼稚園教諭二種免許の資格

(資格の取得)

- 第27条** 栄養士の免許の資格を取得しようとする者は、栄養士法及び栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）の規定に基づき別表2に定める授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 2 保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法（平成13年厚生労働省告示第198号）の規定に基づき、別表1に定めるものの中から所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 3 幼稚園教諭二種免許を取得しようとする者は、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の規定に基づき、別表1に定めるものの中から所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

第7章 科目等履修生、外国人留学生、社会人入学生、研究生、特別聴講学生、高大連携聴講生、研修員及び公開講座

(科目等履修生)

- 第28条** 学長は、本学において一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲内において、選考により、科目等履修生として入学を許可することができる。
- 2 科目等履修生として入学することができる者は、第8条の各号のいずれかに該当する者とする。
- 3 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

(外国人留学生)

- 第29条** 学長は、外国人で本学に入学を志願する者があるときは、選考により、外国人留学生として入学を許可することができる。
- 2 前項の規定により入学を許可された外国人留学生については、別段の定めがない限り、学生又は科目等履修生の区分に応じ、それぞれ第12条第4項の規定により入学を許可された学生又は前条の規定により入学を許可された科目等履修生の例による。

(社会人入学生)

- 第30条** 学長は、社会人で本学に入学を志願する者があるときは、選考により、社会人入学生として入学を許可することができる。
- 2 前項の規定により入学を許可された社会人入学生については、別段の定めがない限り、第12条第4項の規定により入学を許可された学生の例による。
- 3 学長は、社会人入学生のうち職業を有している等の事情により、入学時に第4条に定める修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、課程の修了を希望する旨を申し出た場合は、その計画的な履修を認めることができる。

(研究生)

- 第31条** 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲内において、選考により、研究生として入学を許可することができる。
- 2 研究生として入学することができる者は、短期大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると学長が認めた者とする。

(特別聴講学生)

- 第32条** 学長は、他の大学又は短期大学部の学生で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(高大連携聴講生)

- 第33条** 学長は、高等学校との高大連携協定に基づき、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲内において、高大連携聴講生として入学を許可することができる。

(研修員)

- 第34条** 学長は、大学その他団体からその所属する職員に特定の専門事項について研修させるため本学に派遣の申し出のあるときは、本学の教育研究に支障のない範囲内において、選考により、教授会の議を経て、研修生として受け入れることができる。

(公開講座)

- 第35条** 学長は、必要があると認めるときは、公開講座を開設することができる。

第8章 入学検定料、入学料及び授業料

(入学検定料、入学料及び授業料)

- 第36条** 本学の入学検定料、入学料及び授業料については、会津大学の授業料等に関する規程の定めるところによる。

(授業料の免除等)

第37条 本学の授業料の免除又は納入の猶予については、会津大学の授業料の免除等に関する規則の定めるところによる。

第9章 賞 罰

(表 彰)

第38条 学長は、学業及び操行が優秀で他の模範となる者を表彰することができる。

(懲 戒)

第39条 学長は、この学則その他の規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第10章 職員及び教授会

(職 員)

第40条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他の職員を置く。

(教授会)

第41条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、教授、准教授、講師（非常勤の者を除く。）及び助教をもって組織する。ただし、学長は、必要があると認めるときは、助手を教授会の組織に加えることができる。
- 3 教授会は、学部長が招集し、その議長は学部長をもって充てる。

第11章 学生寮

(学生寮)

第42条 本学に学生寮を置く。

第12章 補 則

(学長への委任)

第43条 この規則の施行に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に会津大学短期大学部に在学している者で、引き続き同日以後在学することとなるものに係る授業料科目及び単位数については、廃止前の会津大学短期大学部学則（昭和55年3月25日福島県規則第12号）の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に会津大学短期大学部に在学している者で、引き続き同日以後在学することとなるものに係る授業料科目及び単位数については、廃止前の会津大学短期大学部学則（昭和55年3月25日福島県規則第12号）の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日に会津大学短期大学部に在学している者で、引き続き同日以後在学することとなるものに係る授業料科目及び単位数については、廃止前の会津大学短期大学部学則（昭和55年3月25日福島県規則第12号）の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の規定は、平成21年4月1日以後に入学する者に係る授業科目及び授業単位数について適用し、平成21年3月31日に会津大学短期大学部に在学している者で、引き続き同日以降在学することとなる者に係る授業科目及び単位数については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 改正後の学則別表の規定は、平成21年4月1日以後に入学する者に係る授業科目及び授業単位数について適用し、平成21年3月31日に会津大学短期大学部に在学している者で、引き続き同日以降在学することとなる者に係る授業科目及び単位数については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年2月22日から施行する。
- 2 ただし、改正後の第21条第3項の規定は、平成21年4月1日以後に入学する者について適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の規定は、平成22年4月1日以後に入学する者に係る授業科目及び授業単位数について適用し、平成22年3月31日に会津大学短期大学部に在学している者で、引き続き同日以降在学することとなる者に係る授業科目及び単位数については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の規定は、平成23年4月1日以後に入学する者に係る授業科目及び授業単位数について適用し、平成23年3月31日に会津大学短期大学部に在学している者で、引き続き同日以降在学することとなる者に係る授業科目及び単位数については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の規定は、平成24年4月1日以後に入学する者に係る授業科目及び授業単位数について適用し、平成24年3月31日に会津大学短期大学部に在学している者で、引き続き同日以降在学することとなる者に係る授業科目及び単位数については、なお、従前の例による。
ただし、授業科目「復興支援特別演習Ⅰ」及び当該授業単位数については、平成24年4月1日以後に在学する者に適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年5月18日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の規定は、平成25年4月1日以後に入学する者に係る授業科目及び授業単位数について適用し、平成25年3月31日に会津大学短期大学部に在学している者で、引き続き同日以降在学することとなる者に係る授業科目及び単位数については、なお、従前の例による。
ただし、授業科目「復興支援特別演習Ⅱ」及び当該授業単位数については、平成25年4月1日以後に在学する者に適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の規定は、平成26年4月1日以後に入学する者に係る授業科目及び授業単位数について適用し、平成26年3月31日に会津大学短期大学部に在学している者で、引き続き同日以降在学することとなる者に係る授業科目及び単位数については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の規定は、平成27年4月1日以後に入学する者に係る授業科目及び授業単位数について適用し、平成27年3月31日に会津大学短期大学部に在学している者で、引き続き同日以降在学することとなる者に係る授業科目及び単位数については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の規定は、平成28年4月1日以後に入学する者に係る授業科目及び授業単位数について適用し、平成28年3月31日に会津大学短期大学部に在学している者で、引き続き同日以降在学することとなる者に係る授業科目及び単位数については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の規定は、平成29年4月1日以後に入学する者に係る授業科目及び授業単位数につ

いて適用し、平成29年3月31日に会津大学短期大学部に在学している者で、引き続き同日以降在学することとなる者に係る授業科目及び単位数については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の規定は、平成30年4月1日以後に入学する者に係る授業科目及び授業単位数について適用し、平成30年3月31日に会津大学短期大学部に在学している者で、引き続き同日以降在学することとなる者に係る授業科目及び単位数については、なお、従前の例による。
ただし、授業科目「病気と予防」、「デザイン法規」及び当該授業単位数については、平成30年4月1日以後に在学する者に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の規定は、2019年4月1日以後に入学する者に係る授業科目及び授業単位数について適用し、2019年3月31日に会津大学短期大学部に在学している者で、引き続き同日以降在学することとなる者に係る授業科目及び単位数については、なお、従前の例による。
ただし、授業科目「人間と思想」、「色彩」及び当該授業単位数については、2019年4月1日以後に在学する者に適用するものとする。

附 則

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の規定は、2021年4月1日以後に入学する者に係る授業科目及び授業単位数について適用し、2021年3月31日に会津大学短期大学部に在学している者で、引き続き同日以降在学することとなる者に係る授業科目及び単位数については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の規定は、2022年4月1日以後に入学する者に係る授業科目及び授業単位数について適用し、2022年3月31日に会津大学短期大学部に在学している者で、引き続き同日以降在学することとなる者に係る授業科目及び単位数については、なお、従前の例による。
ただし、授業科目「地球環境の科学」、「数学Ⅰ」、「数学Ⅱ」、「コンピュータリテラシー」、「運動技術Ⅰ」、「運動技術Ⅱ」及び当該授業単位数については、2022年4月1日以降に在学する者に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、2023年4月1日以後に入学する者について適用し、2023年3月31日以前に会津大学短期大学部に在学している者で、引き続き同日以降在学することとなる者については、なお、従前の例による。
ただし、試験の評価については、2023年4月1日以降に在学する者について適用し、その者が2023年3月31日までに修得した授業科目についても適用する。

附 則

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の規定は、2024年4月1日以後に入学する者に係る授業科目及び授業単位数について適用し、2024年3月31日に会津大学短期大学部に在学している者で、引き続き同日以降在学することとなる者に係る授業科目及び単位数については、なお、従前の例による。

別表1 (第19条、第24条、第27条関係)

1 教養基礎科目

授業科目の区分	授 業 科 目	授業の方法	単位数
人 間 と 文 化	人 間 と 思 想	講 義	2
	心 理 学	講 義	2
	日 本 語 表 現 法	講 義	2
	色 彩	講 義	2
	音 楽	講 義	2
人 間 と 社 会	人 間 と 美 術	講 義	2
	社会理論と社会システム	講 義	2
	契約と社会のルール	講 義	2
	くらしと経済	講 義	2
	現代社会と福祉 (幼児教育・福祉学科を除く)	講 義	2
自 然 科 学 と 技 術	日 本 国 憲 法	講 義	2
	生 命 の し く み	講 義	2
	生 活 の 科 学	講 義	2
	力 学	講 義	2
	電 磁 気 学	講 義	2
	地 球 環 境 の 科 学	講 義	2
	数 学 I	演 習	2
数 学 II	演 習	2	
国 際 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	コ ン ピ ュ ー タ リ テ ラ シ ー	演 習	2
	英 語 I	演 習	2
	英 語 II	演 習	2
	英 語 III	演 習	2
	英 語 IV	演 習	2
	英 会 話 I	演 習	2
	英 会 話 II	演 習	2
	英 会 話 III	演 習	2
	英 会 話 IV	演 習	2
フ ラ ン ス 語 I	演 習	2	
フ ラ ン ス 語 II	演 習	2	
健 康 の 科 学	フ ラ ン ス 語 I	演 習	2
	フ ラ ン ス 語 II	演 習	2
	運 動 と 健 康	講 義	1
	病 気 と 予 防	講 義	2
	食 べ 物 と 健 康	講 義	2
健 康 の 科 学	運 動 技 術 I	実 技	1
	運 動 技 術 II	実 技	1

2 専門教育科目

(1) 産業情報学科

授 業 科 目 (必 修)	授 業 の 方 法	単 位 数	授 業 科 目 (選 択)	授 業 の 方 法	単 位 数	授 業 科 目 (自 由)	授 業 の 方 法	単 位 数
経営情報概論	講義	2	ハードウェア基礎	講義	2	検定英語Ⅰ	演習	2
デザイン情報概論	講義	2	情報ネットワーク	講義	2	検定英語Ⅱ	演習	2
卒業研究ゼミⅠ	演習	1	プログラミング	講義	2	基礎英語	演習	2
卒業研究ゼミⅡ	演習	2	プログラミング言語論	講義	2	公衆衛生学	講義	2
情報活用概論	講義	2	データベース	講義	2	社会福祉概論	講義	2
デッサンⅠ	演習	2	C G 論	講義	2	生化学	講義	2
デザインプロセス論	講義	2	C G 論 演 習	演習	2	解剖生理学	講義	2
デザインプロセス論	演習	2	C A D 演 習	演習	2	病理理学	講義	2
デザインアイテム論	講義	2	デジタルデザイン論	講義	2	運動生理学	講義	2
デザイン実習Ⅰ	実習	2	デジタルデザイン論	演習	2	栄養生理学	講義	2
デザイン実習Ⅱ	実習	2	メディア論	講義	2	食品学総論	講義	2
デザイン実習Ⅲ	実習	2	知的生産技法	講義	2	食品学各論	講義	2
			アイデア発想・展開法	講義	2	食品衛生学	講義	2
			デザイン企画・伝達学	講義	2	食品機能学	講義	2
			マーケティング入門	講義	2	基礎栄養学	講義	2
			地域ブランド戦略論	講義	2	臨床栄養学概論	講義	2
			広告戦略論	講義	2	応用栄養学	講義	2
			地域産業論	講義	2	栄養指導論	講義	2
			展示計画論	講義	2	食生活論	講義	2
			キャリア開発論	講義	2	公衆栄養学概論	講義	2
			社会調査技法	講義	2	コミュニケーション学	講義	1
			地域プロジェクト演習	演習	2	調理学	講義	2
			統計学	講義	4	給食管理	講義	2
			統計解析	講義	4	食料経済	講義	2
			外書講読基礎	講義	2	基礎化学	講義	2
			外書講読	講義	2	有機化学	講義	2
			文章作成技法	講義	2	フードスペシャリスト論	講義	2
			経営学入門	講義	2	フードコーディネイト論	講義	2
			地域分析	講義	2	食品加工貯蔵学	講義	2
			経営戦略論	講義	2	健康栄養情報Ⅰ	講義	2
			経営管理論	講義	2	健康栄養情報Ⅱ	講義	2
			流通原理	講義	2	教育学概論	講義	2
			商業史	講義	2	保育原理	講義	2
			国際経営論	講義	2	保育者論	講義	2
			中小企業論	講義	2	保育の心理学	講義	2
			消費者行動論	講義	2	教育・保育課程論	講義	2
			現代企業論	講義	2	コンピュータと情報Ⅰ	講義	1
			経営組織論	講義	2	コンピュータと情報Ⅱ	講義	1
			会計学入門	講義	4	教育相談	講義	1
			商業簿記	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2
			応用簿記	講義	2	教育方法論	講義	2
			財務会計論	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2
			管理会計論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2
			工業簿記	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2
			原価計算	講義	2	乳児保育Ⅰ	講義	2
			データ分析基礎	講義	2	子どもの保健	講義	2
			データ分析応用	講義	2	社会福祉論Ⅰ	講義	2
			eビジネス論	講義	2	社会福祉論Ⅱ	講義	2
			ミクロ経済学基礎	講義	2	地域福祉論Ⅰ	講義	2
			ミクロ経済学	講義	2	地域福祉論Ⅱ	講義	2
			マクロ経済学基礎	講義	2	医学概論	講義	2
			マクロ経済学	講義	2	障がい者福祉論	講義	2
			地域経済学	講義	2	高齢者福祉論	講義	2
			財政学	講義	2	社会保障論Ⅰ	講義	2
			金融論	講義	2	社会保障論Ⅱ	講義	2
			地域文化論	講義	2	福祉サービスの組織と運営	講義	2
			観光文化論	講義	2	公的扶助論	講義	2
			地域振興論	講義	2	刑事司法と福祉	講義	2
			平面構成	演習	2	社会調査の基礎	講義	2
			色彩構成	演習	1	権利擁護と成年後見制度	講義	2
			立体造形	講義	2	医療福祉論	講義	2
			デザイン史	講義	2			

(2) 食物栄養学科

授業科目(必修)	授業の方法	単位数	授業科目(選択)	授業の方法	単位数	授業科目(自由)	授業の方法	単位数
公衆衛生学	講義	2	社会福祉概論	講義	2	検定英語Ⅰ	演習	2
衛生学	講義	2	運動生理学	講義	2	検定英語Ⅱ	演習	2
栄養生理学	講義	2	生化学実験	実験	1	基礎英語	演習	2
食品学総論	講義	2	解剖生理学	講義	2	経営情報概論	講義	2
食品衛生学	講義	2	解剖生理学実習	実習	1	デザイン情報概論	講義	2
食品機能学	講義	2	病理学	講義	2	情報活用概論	講義	2
基礎栄養学	講義	2	食品学各論	講義	2	ハードウェア基礎	講義	2
応用栄養学	講義	2	食品学実験	実験	1	情報ネットワーク	講義	2
栄養指導論	講義	2	食品衛生学実験	実験	1	プログラミング	講義	2
食生活論	講義	2	臨床栄養学概論	講義	2	プログラミング言語論	講義	2
公衆栄養学概論	講義	2	臨床栄養学演習	演習	1	データベース	講義	2
調理管理	講義	2	臨床栄養学実習	実習	1	C G 論	講義	2
給食管理	講義	2	応用栄養学演習	演習	1	C G 論演習	演習	2
フードコーディネイト論	講義	2	応用栄養学実習	実習	1	C A D 演習	演習	2
健康栄養情報論Ⅰ	講義	2	栄養指導論演習	演習	1	デジタルデザイン論	講義	2
基礎実験	実験	1	栄養指導論実習	実習	2	デジタルデザイン論演習	演習	2
基礎化学	講義	2	コミュニケーション学	講義	1	メディア論	講義	2
有機化学	講義	2	栄養情報処理(応用)	演習	1	知的生産技法	講義	2
食料経済	講義	2	調理学実習Ⅰ	実習	1	アイデア発想・展開法	講義	2
食物栄養学演習(基礎)	演習	1	調理学実習Ⅱ	実習	1	デザイン企画・伝達学	講義	2
			調理学実験	実験	1	マーケティング入門	講義	2
			給食管理演習	演習	1	地域ブランド戦略論	講義	2
			給食管理実習(学内)	実習	2	広告戦略論	講義	2
			給食管理実習(学外)	実習	2	地域産業論	講義	2
			フードスペシャリスト論	講義	2	展示計画論	講義	2
			食品の官能評価演習	演習	1	社会調査技法	講義	2
			食品鑑別演習	演習	1	キャリア開発論	講義	2
			食品加工貯蔵学	講義	2	地域プロジェクト演習	演習	2
			食品加工実習	実習	1	統計学	講義	4
			健康栄養情報論Ⅱ	講義	2	統計学解	講義	4
			栄養情報処理(基礎)	演習	1	外書講読基礎	講義	2
			食物栄養学演習(応用)	演習	1	外書講読	講義	2
			卒業研究Ⅰ	演習	1	文章作成技法	講義	2
			卒業研究Ⅱ	演習	2	経営学入門	講義	2
						地域分析	講義	2
						経営戦略論	講義	2
						経営管理論	講義	2
						流通原理	講義	2
						商業史	講義	2
						国際経営論	講義	2
						中小企業論	講義	2
						消費者行動論	講義	2
						現代企業論	講義	2
						経営組織論	講義	2
						会計学入門	講義	4
						商業簿記	講義	2
						応用簿記	講義	2
						財務会計論	講義	2
						管理会計論	講義	2
						工業簿記	講義	2
						原価計算	講義	2
						データ分析基礎	講義	2
						データ分析応用	講義	2
						e ビジネス論	講義	2
						ミクロ経済学基礎	講義	2
						ミクロ経済学	講義	2
						マクロ経済学基礎	講義	2
						マクロ経済学	講義	2
						地域経済学	講義	2
						地財融論	講義	2
						金融論	講義	2
						地域文化論	講義	2
						観光文化論	講義	2

					地域振興論	講義	2
					デザインプロセス論	演習	2
					デザインプロセス論	講義	2
					デザインアイテム論	演習	2
					デザイン実習Ⅰ	講義	2
					デザイン実習Ⅱ	実習	2
					デザイン実習Ⅲ	実習	2
					平面構成	演習	2
					色彩構成	演習	1
					立体造形	講義	2
					デザイン史	講義	2
					デザイン法	講義	1
					建築法	講義	1
					デザイン産業論	講義	2
					材料学A	講義	2
					材料学B	講義	2
					人間工学	講義	2
					視覚情報伝達論A	講義	2
					視覚情報伝達論B	講義	2
					デザインⅡ	演習	2
					表現方法	演習	2
					空間プレゼンテーション技法	演習	1
					設計製図	演習	2
					建築概論	講義	2
					建築構造計画	講義	2
					建築構造力学	講義	2
					建築生産	講義	2
					室内計画	講義	2
					居住環境論	講義	2
					環境デザイン論	講義	2
					デザイン計画論	講義	2
					生産方法論	講義	2
					工芸概論	講義	2
					工芸技法論	講義	2
					工芸技法論	演習	1
					教育学概論	講義	2
					保育原論	講義	2
					保育者論	講義	2
					保育の心理学	講義	2
					教育・保育課程論	講義	2
					コンピュータと情報Ⅰ	講義	1
					コンピュータと情報Ⅱ	講義	1
					教育相談	講義	1
					子ども家庭支援の心理学	講義	2
					教育方法論	講義	2
					社会的養護Ⅰ	講義	2
					子ども家庭支援論	講義	2
					子ども家庭福祉	講義	2
					乳児保育Ⅰ	講義	2
					子ども保健	講義	2
					社会福祉論Ⅰ	講義	2
					社会福祉論Ⅱ	講義	2
					地域福祉論Ⅰ	講義	2
					地域福祉論Ⅱ	講義	2
					医学概論	講義	2
					障がい者福祉論	講義	2
					高齢者福祉論Ⅰ	講義	2
					社会保険論Ⅰ	講義	2
					社会保険論Ⅱ	講義	2
					福祉サービスの組織と運営	講義	2
					公的扶助論	講義	2
					刑事司法と福祉	講義	2
					社会調査の基礎	講義	2
					権利擁護と成年後見制度	講義	2
					医療福祉論	講義	2

(3) 幼児教育・福祉学科

授業科目(必修)	授業の方法	単位数	授業科目(選択)	授業の方法	単位数	授業科目(自由)	授業の方法	単位数
教育学概論	講義	2	コンピュータと情報II	講義	1	検定英語I	演習	2
保育原理	講義	2	表現I b	演習	1	検定英語II	演習	2
保育者論	講義	2	教育相談	講義	1	基礎英語	演習	2
保育の心理学	講義	2	子どもの理解と援助	演習	1	こども実践演習I a	演習	1
教育・保育課程論	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2	こども実践演習I b	演習	1
幼児と健康	演習	1	教育方法論	講義	2	こども実践演習II a	演習	1
幼児と人間関係	演習	1	子育て支援論	演習	1	こども実践演習II b	演習	1
幼児と環境	演習	1	社会的養護I	講義	2	発達障害幼児療育法	演習	1
幼児と表現I a	演習	1	社会的養護II	演習	1	障がい者福祉論	講義	2
幼児と表現I b	演習	1	子ども家庭支援論	講義	2	高齢者福祉論	講義	2
保育内容総論	演習	2	子ども家庭福祉	講義	2	社会保障論I	講義	2
健康	演習	1	乳児保育I	講義	2	社会保障論II	講義	2
人間関係	演習	1	特別なニーズ教育と保育	演習	2	福祉サービスの組織と運営	講義	2
環境	演習	1	子どもの保健	講義	2	公的扶助論	講義	2
言葉	演習	1	乳児保育II	演習	1	刑事司法と福祉	講義	2
表現I a	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1	社会調査の基礎	講義	2
コンピュータと情報I	講義	1	子どもの食と栄養	演習	2	権利擁護と成年後見制度	講義	2
特別演習I	演習	2	社会福祉論I	講義	2	医療福祉論	講義	2
基礎演習I	演習	1	社会福祉論II	講義	2	ソーシャルワークの	講義	2
基礎演習II	演習	1	地域福祉論I	講義	2	基盤と専門職		
			地域福祉論II	講義	2	ソーシャルワークの	講義	2
			医学概論	講義	2	基盤と専門職(専門)		
			音楽表現I	演習	1	ソーシャルワークの	講義	4
			音楽表現II	演習	1	理論と方法		
			音楽表現III	演習	1	ソーシャルワークの	講義	4
			造形表現	演習	1	理論と方法(専門)		
			身体表現	演習	1	ソーシャルワーク演習	演習	1
			職・保育実践演習	演習	2	ソーシャルワーク演習	演習	4
			保育実習I a	実習	2	(専門)		
			保育実習指導I a	実習	1	ソーシャルワーク	演習	1
			保育実習指導I b	実習	2	実習指導I		
			保育実習指導I b	実習	1	ソーシャルワーク	演習	2
			保育実習II	実習	2	実習指導II		
			保育実習指導II	演習	1	ソーシャルワーク実習	実習	6
			保育実習III	実習	2	復興支援の実際	講義	2
			保育実習指導III	演習	1	経営情報概論	講義	2
			教育実習指導	演習	1	デザイン情報概論	講義	2
					4	情報活用概論	講義	2
					1	ハードウェア基礎	講義	2
						情報ネットワーク	講義	2
						プログラミング	講義	2
						プログラミング言語論	講義	2
						データベース	講義	2
						C G 論	講義	2
						C G 論演習	演習	2
						C A D 演習	演習	2
						デジタルデザイン論	講義	2
						デジタルデザイン論演習	演習	2
						メディア論	講義	2
						知的生産技法	講義	2
						アイデア発想・展開法	講義	2
						デザイン企画・伝達学	講義	2
						マーケティング入門	講義	2
						地域ブランド戦略論	講義	2
						広告戦略論	講義	2
						地域産業論	講義	2
						展示計画論	講義	2
						キャリア開発論	講義	2
						社会調査技法	講義	2
						地域プロジェクト演習	演習	2
						統計	講義	4
						統計学	講義	4
						統計解析	講義	4
						外書講読基礎	講義	2

					工芸技法論演習	習学	1
				公衆社会福祉	生概	論学	2
				生剖	理	学学	2
				解病	生理	学学	2
				運動	生	学学	2
				栄養	生	学学	2
				食品	学	論学	2
				食品	衛	論学	2
				食品	機	学学	2
				基礎	栄	学学	2
				臨床	養	論学	2
				応用	栄	論学	2
				栄養	指	導	2
				生活	養	論学	2
				公衆	栄	概	2
				コミュニケーショ	ン	論学	1
				調給	理	学学	2
				食料	管	理	2
				基礎	経	济	2
				有機	化	学学	2
				フード	スペシヤリ	スト	2
				フード	コーディ	ネイト	2
				食品	加	蔵	2
				健康	栄	情	2
				健康	養	情	2
						論	2
						論	2
計	27	計	60		計		307

別表2 (第27条関係)

栄養士法施行規則			本学の開講科目		
教育内容	履修方法・単位数		授業科目名	履修方法・単位数	
	講義又は演習	実験又は実習		講義又は演習	実験又は実習
社会生活と健康	4	4	公衆衛生学	2	
			社会福祉概論	2	
			社会生活と健康の小計	4	
人体の構造と機能	8	4	生化学	2	
			生化学実験		1
			解剖生理学	2	
			解剖生理学実習		1
			病理学	2	
			運動生理学	2	
			栄養生理学	2	
			人体の構造と機能の小計	10	2
食品と衛生	6		食品学総論	2	
			食品学各論	2	
			食品学実験		1
			食品衛生学	2	
			食品衛生学実験		1
			食品機能学	2	
栄養と健康	8	10	基礎栄養学	2	
			臨床栄養学概論	2	
			臨床栄養学演習	1	
			臨床栄養学実習		1
			応用栄養学	2	
			応用栄養学演習	1	
			応用栄養学実習		1
			栄養と健康の小計	8	2
栄養の指導	6	10	栄養指導論	2	
			栄養指導論実習		2
			食生活論	2	
			公衆栄養学概論	2	
			栄養の指導の小計	6	2
給食の運営	4	10	調理学	2	
			調理学実習Ⅰ		1
			調理学実習Ⅱ		1
			給食管理	2	
			給食管理実習(学内)		2
			給食管理実習(学外)		2
			給食の運営の小計	4	6
合計	36	14	合計	40	14
総計	50		総計	54	